

日米地位協定について（航空法関係）

航空法特例法により適用除外となる主な規定	地位協定および自衛隊法での取扱い	平成20年地位協定改正案(民・社・国新)
<p>【耐空証明】 第11条 航空機は、有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない。但し、試験飛行等を行うため国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。 2 航空機は、その受けている耐空証明において指定された航空機の用途又は運用限界の範囲内でなければ、航空の用に供してはならない。 3 第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日米地位協定には、これに関する項目はない。 ・自衛隊法107条5項 「防衛大臣は、…自衛隊が使用する航空機の安全性及び運航に関する基準、その航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する基準を定め、その他航空機に因る災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。」 これに基づき防衛省は「航空機の安全性の確保に関する訓令」を定めている。 	<p>7条4項（新設） 1に掲げる船舶及び航空機、合衆国政府所有の車両（機甲車両を含む。）並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、本協定に別段の定めがない限り、航空、航行及び道路交通に関する日本国の法令に服さなければならない。</p>
<p>【飛行禁止区域】 第80条 航空機は、国土交通省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれがある区域の上空を飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成11年日米合同委員会合意「在日米軍による低空飛行訓練について」1項 「最大限の安全性を確保するため、在日米軍は、低空飛行訓練を実施する区域を継続的に見直す。低空飛行の間、在日米軍の航空機は、原子力エネルギー施設や民間空港などの場所を、安全かつ実地的な形で回避し、人口密集地域や公共の安全に係る他の建造物（学校、病院等）に妥当な考慮を払う。」 ・自衛隊については、防衛出動時等には適用除外（自衛隊法107条4項） 	<p>8条1項（新設） 合衆国軍隊による訓練、演習等の活動は、原則として施設及び区域内で行わなければならない。合衆国軍隊はその際、環境に関する日本国の法令を最大限に尊重し、その影響を提供施設又は区域外に及ぼさないように努める。</p>
<p>【低空飛行訓練】 第81条 航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して国土交通省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成11年日米合同委員会合意2項 「在日米軍は、国際民間航空機関（ICAO）や日本の航空法により規定される最低高度基準を用いており、低空飛行訓練を実施する際、同一の米軍飛行高度規制を現在適用している。」 ・自衛隊については、防衛出動時等には適用除外（自衛隊法107条4項） 	<p>8条2項（新設） 合衆国軍隊は、施設及び区域内では1の活動の目的が達成されない場合には、日本国政府の承認を得て、施設及び区域の外部の日本国の領域において1の活動を実施することができる。施設及び区域の外部で実施される1の活動には、航空、航行及び道路交通に関する日本国の法令が適用される。</p>
<p>【粗暴な操縦の禁止】 第85条 航空機は、運航上の必要がないのに低空で飛行を行い、高調音を発し、又は急降下し、その他他人に迷惑を及ぼすような方法で操縦してはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日米地位協定16条 「日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。」 ・自衛隊についての適用除外はない。 	<p>日本国の空域で演習、訓練等を行う場合には、環境に影響を与え、又は地上に対する危険を生じさせるような低い高度で飛行してはならない。</p>